

特 記 仕 様 書

事業年度 令和8年度

工 事 名 県単道路維持（一般）及び県単排水整備合併工事
（R 8 松戸管内その 2）

路線河海名 一般県道 松戸鎌ヶ谷線 外

工 事 箇 所 松戸市 常盤平 外

東葛飾土木事務所

第1条 総 則

第1条 適用

1. 本特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月改訂）（以下「共通仕様書という。」）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県が定める「土木工事施工管理基準」（令和7年10月改訂）及び、規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、施工管理基準に記載する「写真管理基準」（令和7年10月改訂）によるものとする。

第3条 工事中の安全確保

1. 本工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を循環させ、道路灯・バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
3. 工事の施工に対し地下埋設物等が予想される場合は、その管理者と現地立会いの上、当該物件の位置・深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責任により地下埋設物等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

工種	作業区分	編成人員(人/箇所・日)	備考
すべての工事	昼間作業	交通誘導員 A 1人/日 交通誘導員 B 1人/日	※千葉県公安委員会が認定する路線については、交通誘導員 Aを1人以上、必ず配置すること。

第4条 交通整理員・誘導員の資格

配置する交通整理員・誘導員については資格者（警備業法第11条の2に規定する千葉県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験者1年以上の者とする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第5条 安全・訓練に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。また、実施状況を報告するものとする。

第6条 工期

1. 本工事の工期は、契約日の翌日から令和9年3月25日限りとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	50日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他の不稼働日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間／年間

ロ) 8時～17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第7条 施工時間

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	なし

昼間作業は9時から17時まで（所定労働時間のみ）を見込んでいる。
但し、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第2章 材 料

第8条 アスファルト混合物

1. アスファルト混合物は、再生合材を原則とし、下記の使用によるものとする。

混合物の種類	最大粒形 (mm)	溶融スラグ混入率	適用
開粒度 As	13	-	歩道舗装
再生密粒度 As	13	-	防草舗装
再生粗粒度 As	20	-	基層・中間層
再生密粒度 As 改質Ⅱ型	20	-	表層

2. 使用材料が工事発注後に明らかになった止むを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議すること。
3. 受注者は、本工事に使用するアスファルト混合物事前審査の査定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第3章 施 工

第9条 アスファルト出来形・品質管理関係

施工前に縦横断測量を行い、施工計画に縦横断計画を記載し、その計画に基づき基準高管理を行うこと。その際、マンホール等の高さ調整が必要な場合は、監督職員に報告を行うとともに、監督職員の指示を受けなければならない。

第10条 排水構造物工

1. 新設の側溝及び横断函渠、集水桝の接続については、雨水の円滑な流れを確保するとともに、接続部からの漏水等が起きないように工夫を凝らすこと。
2. 下層路盤は 20cm、上層路盤は 15cm を一層毎の目安とし、突き固めるように施工を凝らすこと。

第11条 舗装工

1. 切削の際、切削廃材の飛散により通行者、通行車両等を傷つけないよう、十分な対策をすること。
2. 各層の継目の位置は、いかなる場合も下層の継目の上に上層の継目を重ねないようにすること。
3. 継目部の付着を良くするため、アスファルト乳剤を十分散布すること。
特に横断部の段切りは合材接着テープを使用すること。
4. 寒い時期の施工となるので、温度管理を含め品質には十分注意すること。

5. 上記を含め、アスファルト舗装要綱によるものとする。
6. 受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が 50℃以下になってから交通解放を行わなければならない。
7. 区画線工は原型復旧を基本とする。
8. 本仕様書に規定されていないものについては、舗装再生便覧に準ずることとする。
9. プライムコートの使用量は 1.2ℓ/㎡とし、タックコートの使用量は 0.4ℓ/㎡とする。

第 12 条 防草舗装工

1. 防草舗装は恒久的な防草対策を目的としており、目地等の隙間は確実に防草目地材の接着を行うこと。
2. 表面に水が滞水しないよう排水勾配を確保すること。
3. 既設構造物または樹木等の支障物が干渉する場合は監督職員に報告を行うとともに、監督職員の指示を受けなければならない。
4. プライムコートの使用量は 1.2ℓ/㎡とする。

第 13 条 透水性舗装及びインターロッキング舗装

透水性歩道舗装設計・施工・管理指針を遵守すること。

第 14 条 舗装版の切断時に発生する排水の適切な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第 4 章 建設副産物

第 15 条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各 1 部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量

が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 幹・太枝

本工事により発生する幹・太枝については、(株)グリーンアース 市川グリーンプラント（市川市柏井町4-299-4）に運搬し、処理するものとする。

3. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材は、東京石油興業(株) 中間処理センター（柏市風早1-5-1）に運搬し、処理するものとする。

4. 建設廃棄物

- (1) 本工事により発生するアスコン塊は、東京石油興業(株) 中間処理センター（柏市風早1-5-1）に運搬し、処理するものとする。
- (2) 本工事により発生するコンクリート塊は、石建商事(株)（松戸市松飛台286-17）に運搬し、処理するものとする。
- (3) 本工事により発生する建設汚泥は、千葉丸辰道路(株)（八千代市吉橋内野1075-9）に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 建設発生土

本工事により発生する建設発生土については、国道464号用地 スtockヤード（鎌ヶ谷市栗野774番地）に運搬すること。

第16条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第17条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない